

第2章 地域協議会へのアンケート調査及びヒアリング

2-1 アンケート調査の概要

全国の45の地域協議会を対象としたアンケート調査を表2-1に示す通り実施した。

表 2-1 地域協議会向けアンケートの概要

項目	内容
調査目的	森林・山村多面的機能発揮対策において地域協議会が果たしている機能・役割を評価検証するためのデータを収集する。
対象	日本全国の地域協議会（45団体）
発送日	平成28年11月10日（木）
締切日	平成28年11月24日（木）
設問数	28問
発送方法	郵送およびE-Mailにて発送 ※追加で電子データをダウンロードできるように、特設のwebサイトを設置
回収方法	郵送ないしはE-Mail
回収率	100% ※45地域協議会全てより回収

実施に当たっては、余裕をもって回答ができるように、発送から2週間程度の回収期間を設定した。

アンケートは調査票を郵送およびE-Mailにて発送した。さらに、調査票をダウンロードできる特設のwebサイトを設置し、必要に応じて調査票をダウンロードできるように配慮した。

締切日を過ぎても回答のない協議会に対しては提出依頼の連絡を入れ、回収率100%を達成することができた。

2-2 結果の集計及び分析

全国 45 の地域協議会に対しアンケート調査を実施した結果を以下にまとめる。

①募集回数

昨年度から継続して、交付金の募集回数を尋ねた。結果として、平成 27 年度に比べ、募集回数が少なくなっている。

募集回数は減ったものの、交付金の取得団体数については、大きな減少は確認できていない。

交付金の認知度が高まり、早い段階で応募団体が集まるようになっていることが要因として考えられる。

ただし、平成 28 年度調査では、募集はすでに行っておらず、すでに取得している団体のみを対象としていると回答した地域協議会が 1 協議会あり、活動の広がりが進んでいないという面で懸念がある。

表 2-2 本交付金における募集回数

選択肢	平成 27 年度	平成 28 年度
① 1 回	5	15
② 2 回	10	15
③ 3 回	13	2
④ 4 回以上	10	3
⑤ 締切を特に設けていない(随時受付)	7	9

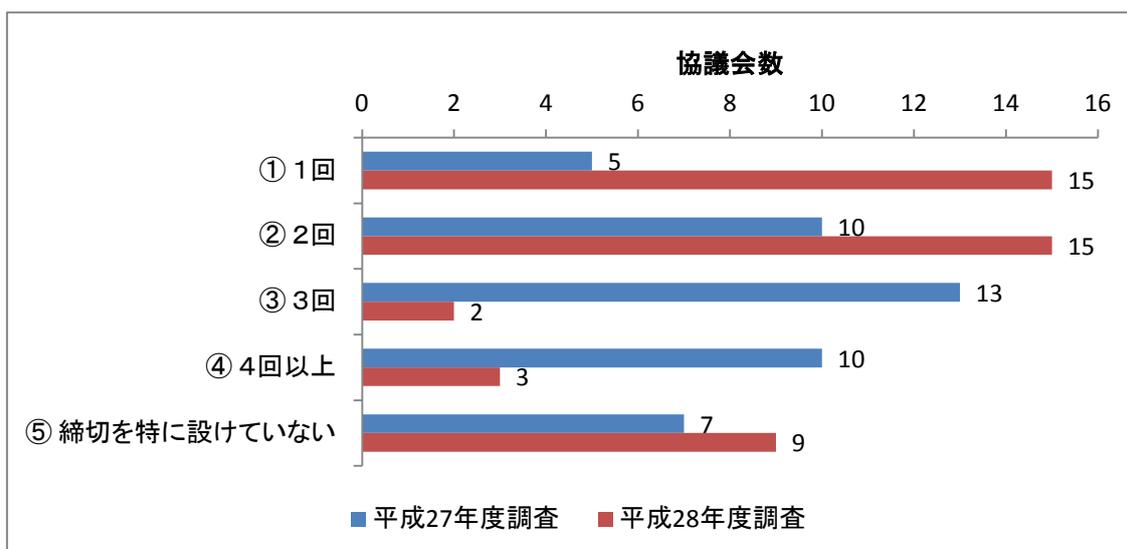


図 2-1 本交付金の募集回数

②事前着手制度の実施状況

平成 27 年度調査において、活動組織が挙げる本交付金の課題として、交付金の利用可能時期が遅く、本来活動を行うことが望ましい時期に活動を行うことができないという課題が挙げられていた。

交付金採択が決まる前の活動も交付金の支給の対象とする事前着手制度は、現行の制度上、交付金に基づく活動を前倒しで実施するために利用可能な制度である。

事前着手制度の実施状況を確認すると、全体の 91%の 41 協議会で実施しているものの、広報を行っていない地域協議会が 17 協議会あり、活動組織側が事前着手制度を利用できることを把握できていない可能性がある。活動組織向けアンケートでは、今年度も、本来活動を行うことが望ましい時期に活動を行うことができないことが課題として挙げられている。

表 2-3 事前着手制度の実施状況

選択肢	回答数	比率
① 実施しており、利用方法について広報している	24	53%
② 実施しているが、特に広報などは行っていない	17	38%
③ 現在のところ実施していないが、活動組織から相談があれば検討する	0	0%
④ 実施していない（活動組織からの要望があっても実施しない）	4	9%

事前着手制度を実施している 41 協議会に、事前着手制度を実施することの課題について尋ねたところ、「該当の活動が交付金の対象外」となることの懸念や、「事前着手段階での事故」についてが多数であった。

「該当の活動が交付金の対象外」となる懸念について、活動組織側が交付金に対する理解が不十分な状態であると、本交付金の対象外とされる活動や用途に対して資金を使う可能性があることが地域協議会より指摘されている。本交付金の内容を十分に理解しないまま利用し、それが交付金対象外となる場合には、財政基盤が脆弱な活動組織にとっては、非常に深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。また、金銭が絡むトラブルの発生は、地域協議会にとっても、大きな負担となることが懸念される。

事前着手制度の利用は、トラブルを防止するために、本交付金の活動対象範囲についての十分な理解を広げたいと、メリットとリスクを活動組織と地域協議会の双方が十分に理解しているという前提条件のもとで、活用されることが望ましいと考えられる。

表 2-4 事前着手制度を実施する上での課題

選択肢	回答数	比率
① 申請が妥当であるかどうかを判断することが困難である	4	10%
② 申請に対する書類作成支援の負担が大きい	7	17%
③ 申請が妥当であるかどうかを判断するための審査の労力面での負担が大きい	6	15%
④ 事前着手を承認するための審査の仕方がわからない	1	2%
⑤ 事前着手の承認を行った後に、該当の活動が交付金対象外となることの懸念がある	11	27%
⑥ 事前着手段階での活動で生じる事故に対する懸念がある	9	22%
⑦ その他	3	7%
⑧ 特に課題を感じたことはない	20	49%

③寄せられる質問と対応困難な問題の発生状況

平成 27 年度調査では、質問の有無を尋ねる形で寄せられる質問の内容を尋ねたが、その際には 45 協議会のすべてが問い合わせを受けた経験のある質問は「購入可能な物品について」であった。今回、関連する質問に対して対応困難な問題の発生状況について尋ねたところ、13 の地域協議会において、「購入可能な物品について」で対応困難な問題が生じたと回答した。

購入可能な物品の範囲については、変更が活動内容に直結することから、活動組織にとっても最も関心の高い問題の一つと考えられる。また、事前着手制度など他の取り組みにも影響する。購入可能な物品の範囲の明確化を進めることが、本交付金の活動を進展させるためにも重要であるが、購入可能な物品の範囲を限定しすぎた場合には、本交付金の活動の汎用性を弱める懸念がある。

表 2-5 寄せられた質問に対する対応困難な問題の発生状況

寄せられた質問の内容	該当する質問への 対応状況	対応困難な問題が生じた
① 申請手続きに必要な書類の記入方法について		4
② 対象となる活動の範囲について		6
③ 森林の図測・測量について		5
④ 購入可能な物品について		13
⑤ 人件費の取り扱いについて		8
⑥ 活動組織の規約の作成について		2
⑦ 活動場所となりうる森林の幹旋について		1
⑧ 収支関係書類（金銭収納簿）の作成について		10
⑨ 実施状況報告書の作成について		10
⑩ その他		7
⑪ 特に対応困難な問題は生じていない		23

④交付金の申請を行いやすくするための取り組み

大多数の地域協議会が、交付金の申請を行いやすくするための取り組みを進めている。

活動組織にとって、特に課題と考えられている書類作成に関連して、「書類記入例の作成・公開・配布」「書類作成にあたっての Q&A の作成・公開・配布」「書類作成指導のための説明会の開催」について、多くの協議会において行われている。ただし、上記の書類作成支援策のいずれも行っていない地域協議会も 6 協議会あった。過年度調査結果では、活動組織側にとって、「書類作成」が最も負担の大きい問題の一つであることから、書類作成支援の取り組みを進めることが、活動組織にとっての負担を減らし、活動の活発化につながることを期待される。

表 2-6 申請を行いやすくするための取り組みの実施状況

取組の内容	平成 27 年度以前からの取組	平成 28 年度の取組
① 交付金の募集回数を増やす	/	4
② 書類記入例の作成・公開・配布	28	26
③ 書類作成にあたっての Q&A の作成・公開・配布	27	21
④ 書類作成指導のための説明会の開催	21	16
⑤ 書類作成を指導する別団体の紹介・斡旋	1	2
⑥ 独自の募集用チラシ・パンフレットの作成・公開・配布	10	7
⑦ web サイトにて最新の申請書類を公開 (毎年、最新のものに更新)	29	25
⑧ その他	5	5
⑨ 特に申請を行いやすくするための取組は行っていない	1	1

⑤資機材の貸与

平成 27 年度より、地域協議会で活動組織に対する資機材の貸与の取組を行うことができるように制度が改正されたものの、平成 27 年度調査では、該当の質問に回答した 44 協議会中 39 協議会が「まだ検討を行っていない、資機材貸与を行う予定はない」と回答しており、地域協議会で資機材の貸与はほとんど行われていなかった実態が明らかとなった。地域協議会側でも、予算の不足や、平成 29 年度以降の本交付金の行方が不透明であったことなどの懸念事項があり、資機材貸与の取組を容易に進めることのできない実態があった。

今回、他団体との協力状況も含めて尋ねたところ、図 2-2、および図 2-3 に示すように、多くの地域協議会では、貸出も斡旋も行っていない実態が明らかになった。

このうち、チップパーについては、活動組織間の融通に向けた斡旋が 8 協議会で行われており、活動組織間協力の進展が、実施可能な作業内容にも影響を及ぼしている実態を示している。

地域協議会が貸出を行っている物品としては、GPS が 7 協議会で貸出が行われている。

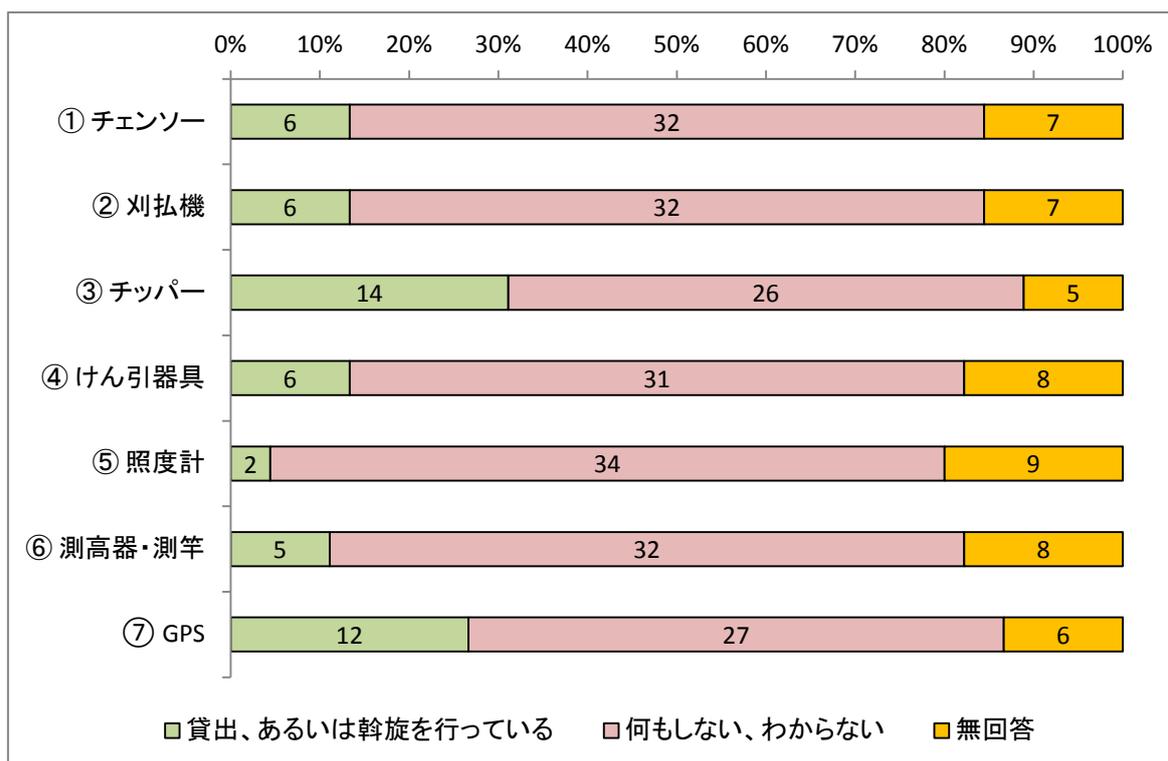


図 2-2 地域協議会の資機材貸与の対応状況

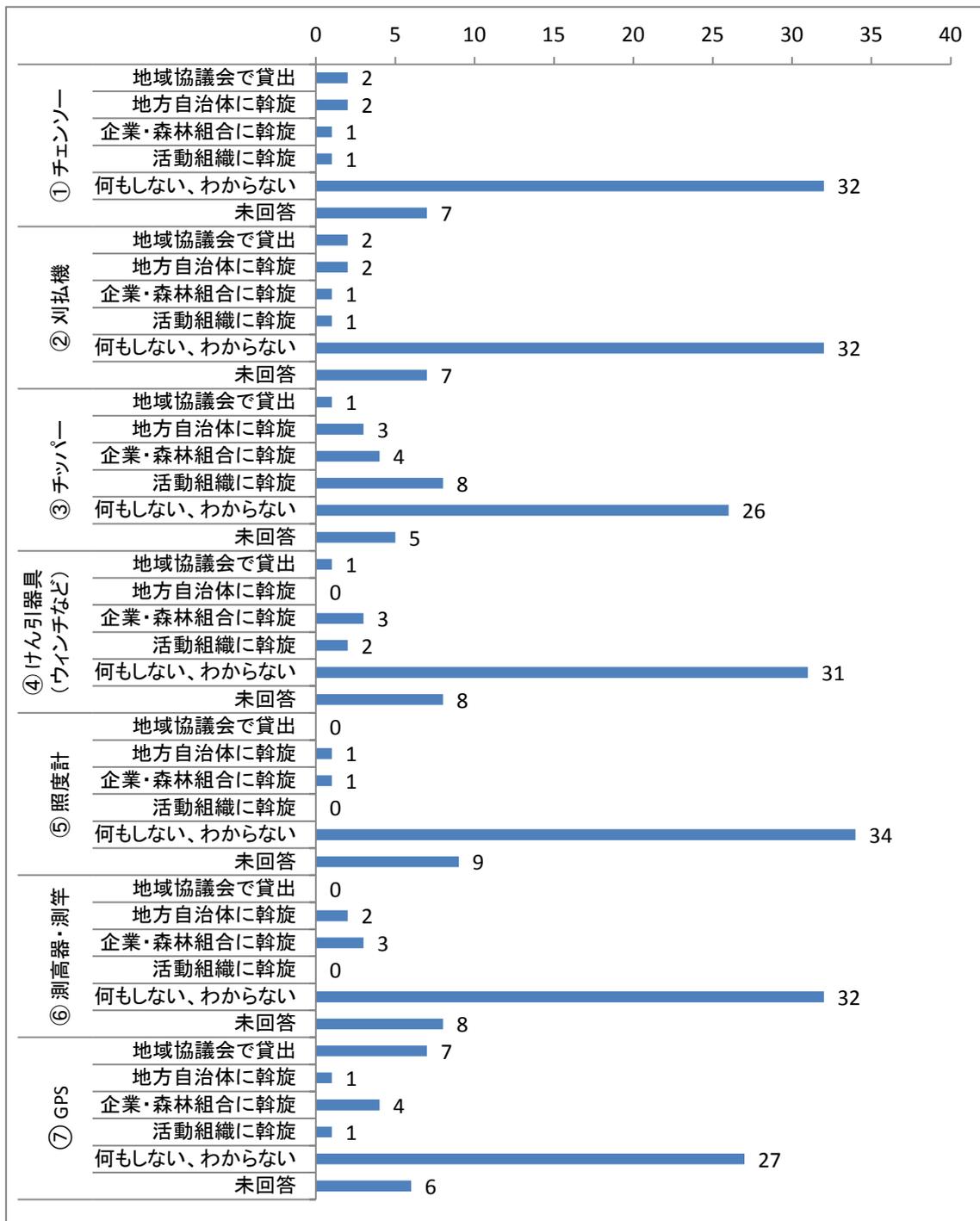


図 2-3 地域協議会の資機材貸与の対応状況

⑥安全対策

安全対策の推進は、本交付金事業を進める上で最も配慮されるべき重要な事項の一つである。

活動組織向けの安全対策については、安全対策を推進する取り組みを行っていない協議会はゼロであった。

安全性の確保のためには、安全に対する理解の向上が不可欠である。「機材利用の安全講習の実施（地域協議会が主催あるいは共催するもの）」が 27 件、「他団体（自治体等）による機材利用の安全講習への参加呼びかけや案内」が 19 件であった。ただし、安全講習について、実施、あるいは呼びかけ・案内も行っていない地域協議会が 11 協議会確認された。

安全対策の取り組みについては、地域協議会ごとに偏りがある。「安全講習の実施」あるいは「安全マニュアルの配布・紹介」による安全対策の周知、万が一の事故が生じた場合の備えである「保険加入の斡旋・宣伝」、実際の取り組みが行われているかどうかを確認する「記録写真や現地視察による活動組織の安全対策の実施状況の確認と指導」の 3 つすべてを実施している協議会は 6 協議会であった。

表 2-7 地域協議会による安全対策の取組状況

選択肢	回答数
① 機材利用の安全講習の実施（地域協議会が主催あるいは共催するもの）	27
② 他団体（自治体等）による機材利用の安全講習への参加呼びかけや案内	19
③ 交付金の利用について、安全装備購入などの安全対策に利用するように指導	24
④ 保険加入の斡旋・宣伝	20
⑤ 保険加入手続きの代行	0
⑥ 安全マニュアルの配布・紹介（※独自に作成したものでなくても構いません）	19
⑦ 記録写真や現地視察による活動組織の安全対策の実施状況の確認と指導	17
⑧ 交付金採択審査時に、安全装備の所有状況を確認の対象としている	3
⑨ 事故情報に関する連絡などの安全に関する注意喚起	29
⑩ その他	6
⑪ 特に安全対策を実施していない	0

⑦他団体との連携状況

地域協議会と他団体の協力関係を尋ねたところ、都道府県、市区町村と共に、活動組織との協力関係が進展している実態が明らかとなった。

特に都道府県との協力については、43 協議会で、何らかの協力関係にある。

なお、ここでの活動組織との協力については、ある活動組織の支援を行うために、支援対象とは別の活動組織の協力を得ているケースである。具体的には、書類作成に悩む活動組織 A のために、書類作成に長けた活動組織 B に助言を依頼したケースなどが該当する。

約半数の 21 協議会は、先行する取り組みを行っている活動組織の協力を得ながら、本交付金事業の取り組みを行っている実態が明らかとなった。特に、作業や活動についての助言においては、市区町村よりも活動組織との連携を行う協議会が多かった。

表 2-8 地域協議会と他団体の協力状況

協力内容 協力団体	A、 書類作成の 指導	B、 作業や活動 についての 助言	C、 安全講習の 実施	D、 資機材の貸 与	E、 広報活動	F、 活動・書類 の審査・監 査	G、 その他	H、 特に協力関 係はない	無 回 答
① 都道府県	22	31	19	1	35	27	2	1	1
② 市区町村	17	16	5	3	17	14	5	9	6
③ 別の地域協議会	2	1	1	0	0	0	3	22	17
④ 森林組合	2	3	3	3	4	2	0	20	16
⑤ 本交付金を取得し ている活動組織	10	17	8	4	5	7	1	11	13

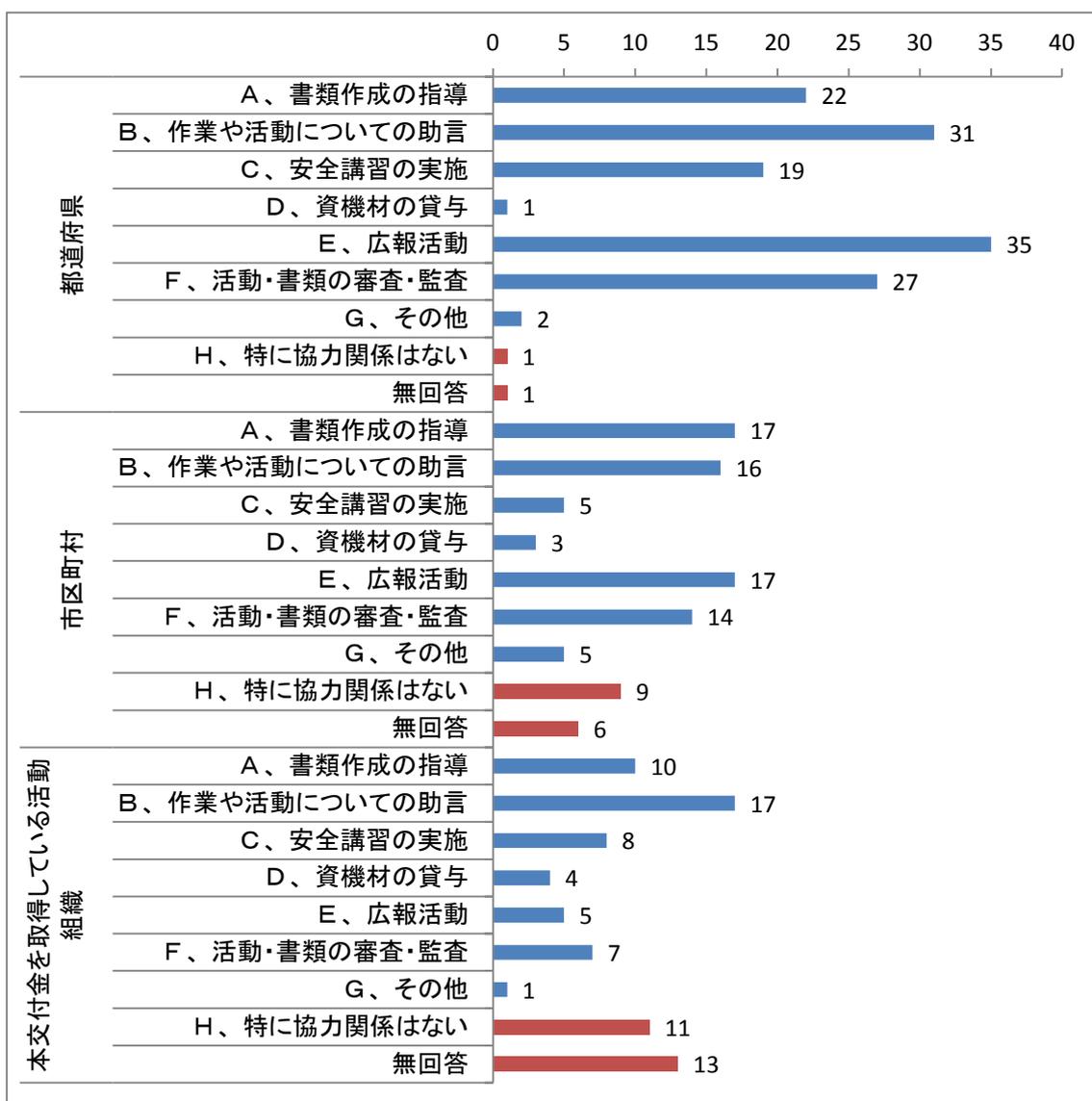


図 2-4 地域協議会と他団体との協力状況
 (「特に協力関係はない」「無回答」は赤く色分けを行った)

なお、45 協議会中 43 協議会が都道府県と何らかの協力関係がある一方で、市区町村との協力関係がないと回答した協議会が 9 協議会存在した。

その理由について確認したところ、図 2-5 の回答が得られた。市区町村との協力関係については、一つの市区町村とも協力関係がない地域協議会を対象とした。作業負担が大きいとの回答が対象団体の過半数の 5 団体より寄せられている。

一方で、市区町村側から連携を拒否されたとの回答はない。市区町村との連携を効果的に進めることができれば、本交付金の活動を効果的に広げるために有益であると考えられる。

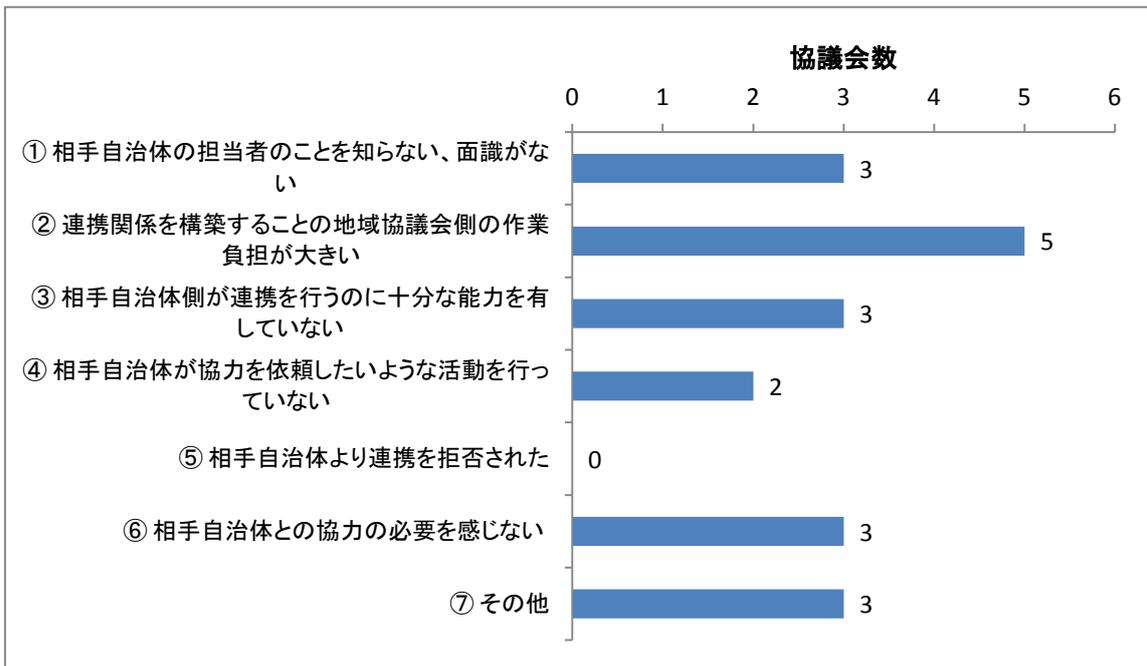


図 2-5 市区町村との協力を行わない理由

⑧活動組織間の連携促進

森林ボランティアを行う団体である活動組織間で連携の促進や経験の共有を行うことは、それぞれの活動組織の活動の質を高めることにも寄与すると考えられる。

実際、事務作業や、作業・活動等についての助言、資機材貸与等の分野で、地域協議会がその地域の活動組織の助力を仰ぐこともあり、先進的な活動組織の存在は、その都道府県内の活動組織全体にも好影響を及ぼす可能性がある。

活動組織間の連携促進を行う上で、地域協議会が果たすことができることは、決して少なくはない。

連携促進策として最も多いのは活動事例発表会であり、16の協議会で行われ、経験の共有が行われている。4協議会では、現地見学会を開催しており、実地を踏まえた経験共有の取組を行っている。活動事例発表会あるいは現地見学会により、活動組織間の経験共有の取組みを行っている地域協議会は17協議会であった。

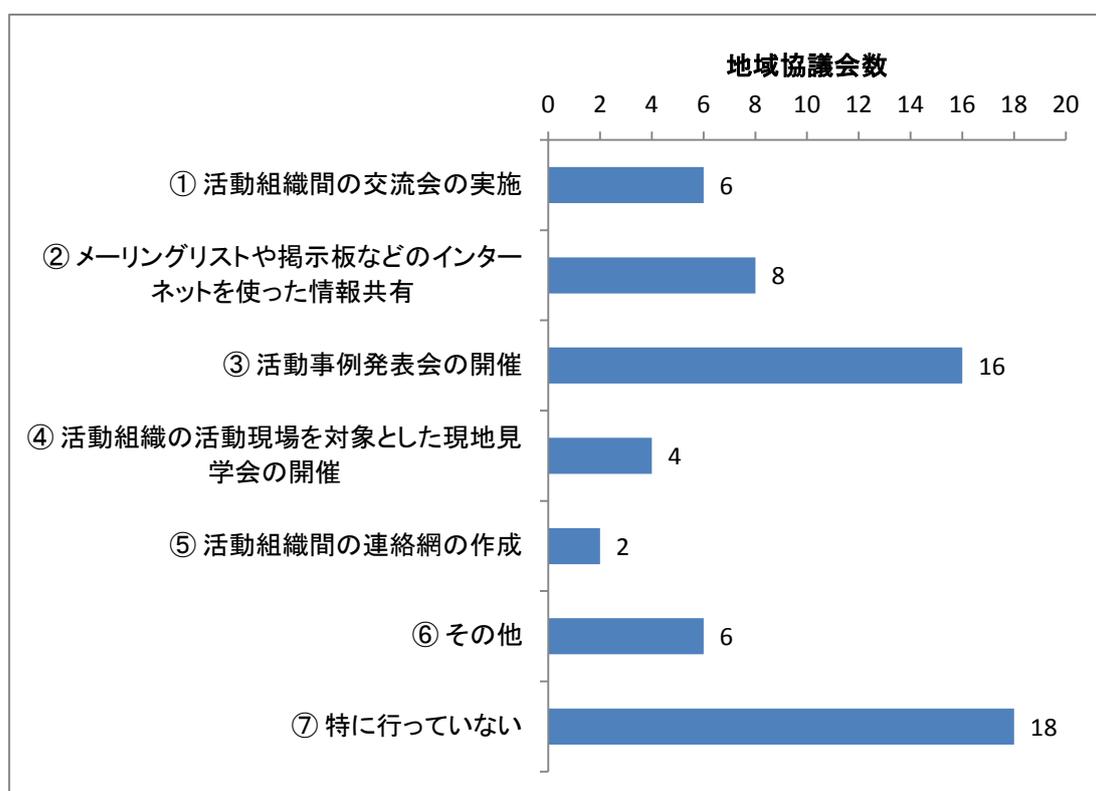


図 2-6 地域協議会による活動組織間の連携策の実施状況

⑨独自の取組の実施状況

申請段階及び活動組織間の連携促進以外の独自の取り組みの実施状況を確認したところ、図 2-7 で示す結果が得られた。

「巡回指導や個別指導」、あるいは「課題等のある団体に対し、年間で複数回の現地調査」により、課題等のある団体の指導への指導を行っている地域協議会は 37 協議会あり、このような指導が最終段階でのトラブル防止に寄与すると考えられる。

「交付金の適切な利用を確保するための独自基準の作成・基準修正」と回答した団体は 13 協議会あったが、その内容は図 2-8 に示すように、「申請書類に関すること」、「経理・金銭に関すること」、「実績報告書に関すること」といった、書類や事務に関する基準が主であった。「申請書類に関すること」、「経理・金銭に関すること」、「実績報告書に関すること」のいずれかで独自基準を設定していた協議会は 13 協議会で、「交付金の適切な利用を確保するための独自基準の作成・基準修正」と回答した全団体にあたる。

書類や事務処理に関すること以外では、安全確保に関する基準が 1 協議会、森林の状態に関する基準を作成したのが 2 協議会であった。

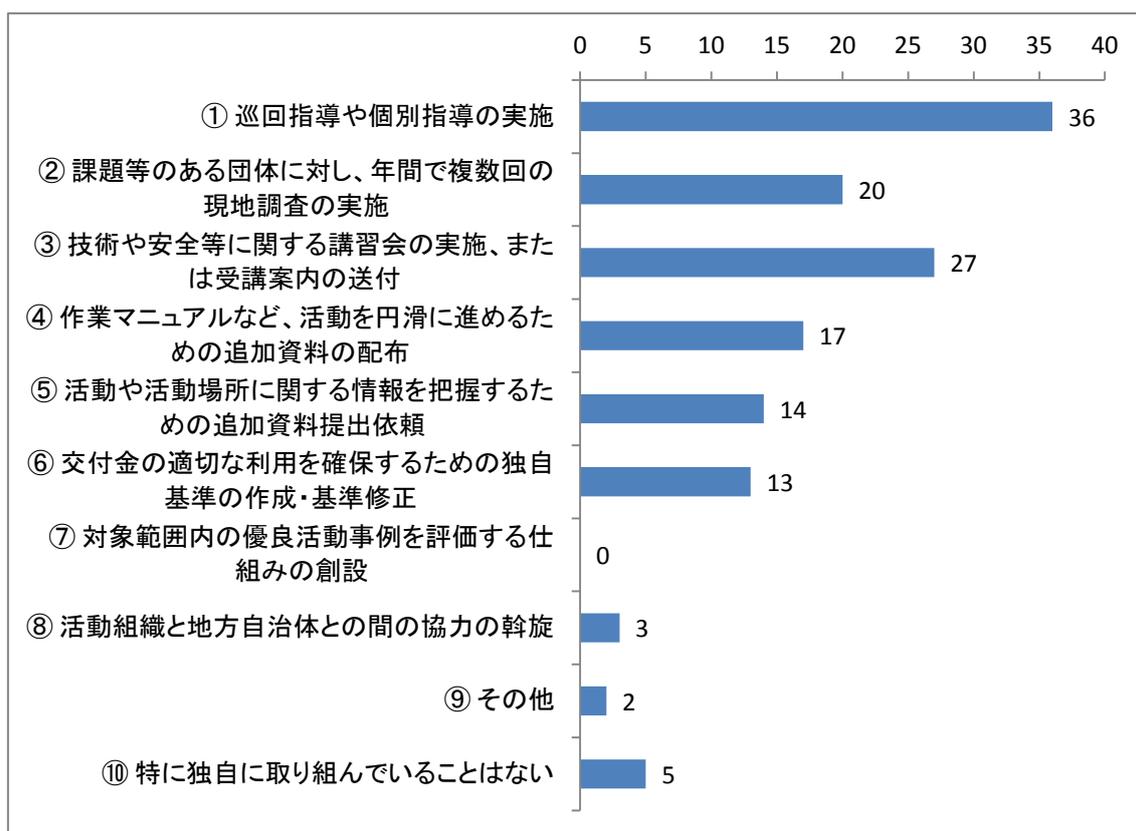


図 2-7 独自の取組の実施状況

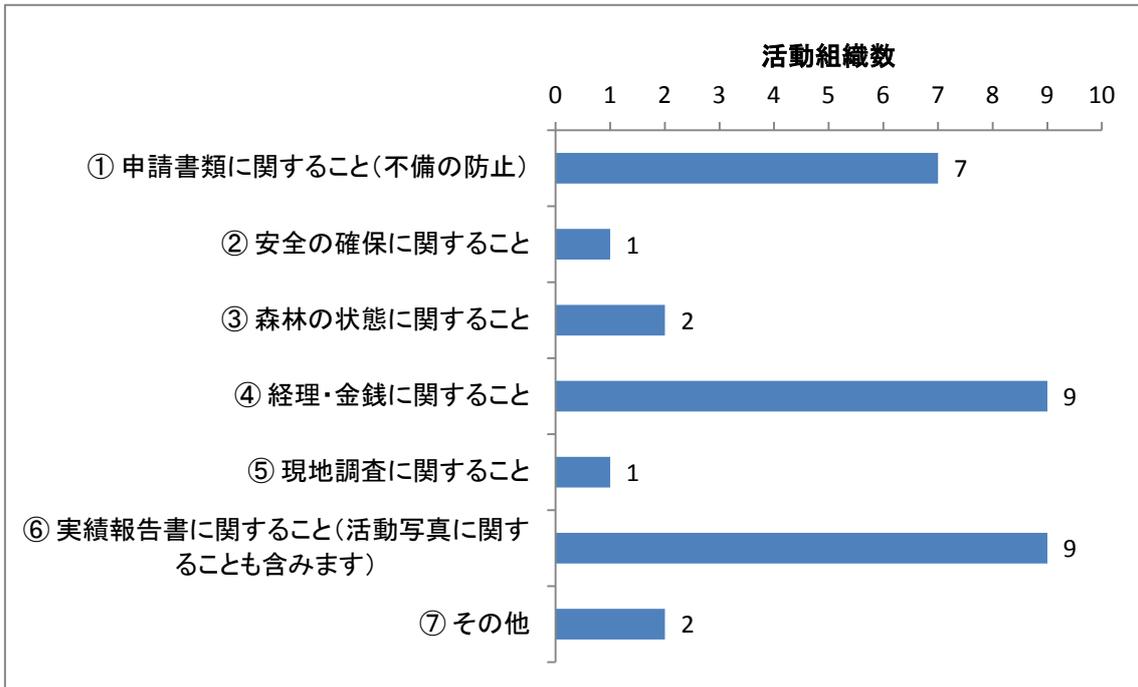


図 2-8 独自の基準の設定状況

⑩活動組織の取組の進展状況

地域協議会の視点より活動組織の取り組みの状況についての印象を尋ねたところ、安全対策や森林整備による景観の改善のような森林内での活動については取り組みが進んでいると回答の比率が高い一方で、森林の状態を把握しているための調査や財源の確保については、「取り組みが進んでいる」旨の回答が少ない結果となっている。

森林の状態を改善するための調査は平成 29 年度以降に義務付けられる予定だが、「森林の状態を把握しているための調査」が普及していない状態で、活動組織に調査実施を広めていく必要が生じることから、平成 29 年度以降において、森林に関する調査関連で、地域協議会の負担が大きくなることが懸念される。

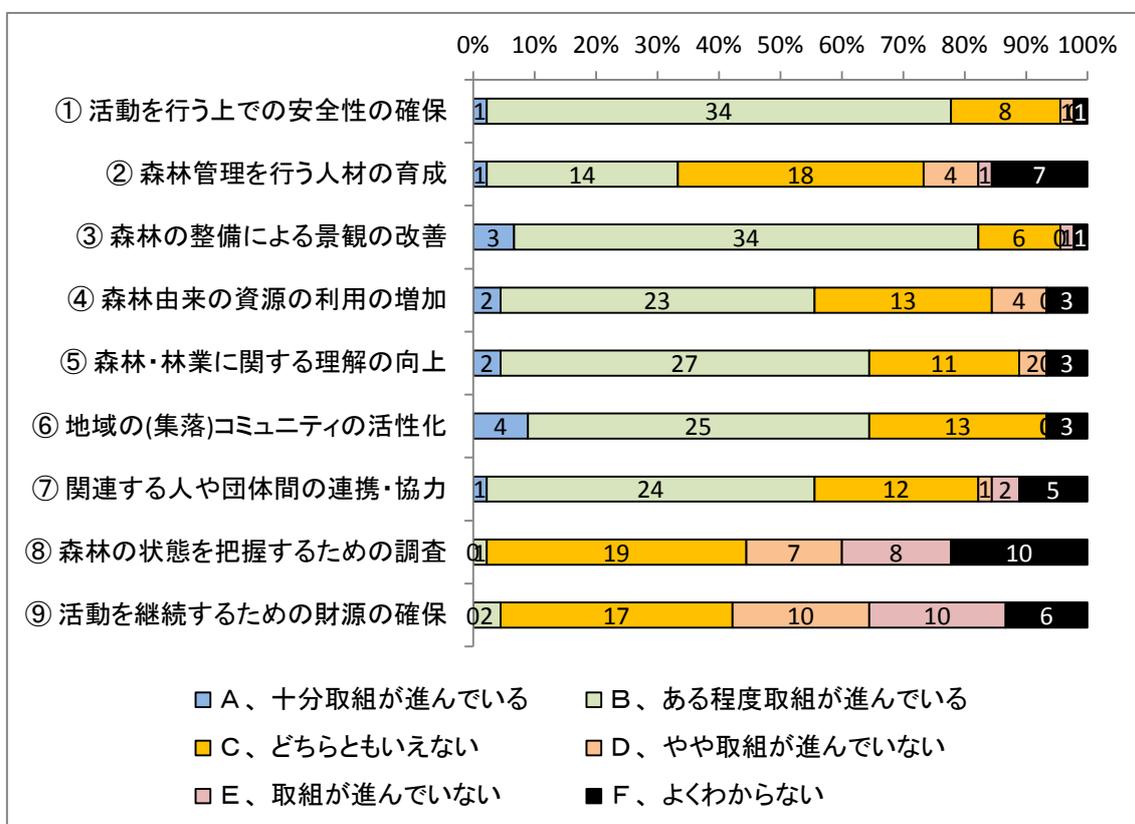


図 2-9 地域協議会から見た活動組織の取組みの進展状況

2-3 ヒアリングの概要

アンケート調査の結果を踏まえて、取り組み状況や課題をより具体的に把握するための補足的なヒアリングを4地域協議会に対して実施した。

項目	内容
目的	地域協議会の取組状況のより具体的な把握
対象	4 地域協議会 ・ 千葉県里山保全整備推進地域協議会 ・ (公社) 法人静岡県緑化推進協会 ・ 木の国協議会 ・ 福岡県森林組合連合会
実施期間	平成 29 年 1 月 19 日 (木) ~ 2 月 1 日 (水)
実施方法	現地にて対面式で実施

ヒアリング対象団体	千葉県里山保全整備推進地域協議会
実施日時	平成 29 年 1 月 23 日（月） 10:00～
ヒアリング概要	<p>（広報活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の周知のため、チラシとなるリーフレットを作成し、里山関係者が集まる場所などで配布している。 ・ 千葉の環境フェスタに出展し配布も行った ・ 参加団体の掘り起こしを行うため、参加者向けの説明会を実施している。 <p>（安全対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全講習については、毎年誰かがリタイアするとともに、毎年誰かが参加している。そのため、同じような講座でも毎年行うことに意味がある。 ・ 県の経理処理の手引きにおいて、安全対策をしていない場合は活動日に含めないことを指導している。 ・ 安全対策については実績報告書などで確認を行っている。年々、安全の取り組みの状況について、承認のレベルを引き上げている。 ・ 里山活動については、里山活動のベテランともいえる方がいるが、そういう方は思い込みで作業をしているので危ない。技術講習に里山活動のベテランにも来ていただき、きちんと作業について学んでいただいている。 <p>（行政との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務の段階から県と協力を行っている。 ・ 実績報告書などは、書類がきちんとそろっているかどうかなどの最初のチェックを市町村に確認するように依頼している。そのためのチェックリストも市町村に送っている。 <p>（活動組織の取組状況の確認、支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての団体に対して現地調査を行い、活動現場について複数箇所写真を撮って確認をしている。 ・ 測量についても地域協議会で実施している。5 測点において写真を撮影している。

ヒアリング対象団体	公益社団法人静岡県緑化推進協会
実施日時	平成 29 年 2 月 1 日（水）10:30～
ヒアリング概要	<p>（広報活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報については、当協会のHPにおいて事業の概要、事例、様式などをアップしているが、それ以外は、積極的に応募のための広報は行っていない。 ・ 申請団体は、どちらかというところロコミで広がって、協議会に問い合わせをしてくる場合が多い。 <p>（安全対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他団体（自治体等）による機材利用の安全講習への参加呼びかけや案内を行っている。 ・ 説明会や個別相談で、安全装備の購入や、安全対策研修に関する問い合わせが増えてきていることから、安全に対する認識が高まってきているのではないかととらえている。 <p>（行政との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が年に1度実施している「里山サミット」において、昨年度は、活動組織の活動も事例として発表した。 ・ 現地確認・指導は、年間10～15箇所程度実施している。このときは県の担当者も同行する。実施した場所の状況確認のほか、道具・資材等の保管状況、書類確認なども行う。 <p>（活動組織の取組状況の確認、支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回指導や個別指導については、基本は実施後の状態を確認することになり、実施前との比較は難しい。 ・ 前後を現場で確認するのがよいとは思いますが、事務作業が膨大で、そこまで手がまわらないのが実情。 ・ 結果的に、まわりの未整備の状況との比較などで感覚的な確認にならざるを得ないケースも多い。 ・ 活動組織向けに、書類作成指導のための説明会を県内3か所で開催している。

ヒアリング対象団体	NPO法人根来山げんきの森倶楽部
実施日時	平成 29 年 1 月 23 日（月） 13:00～
ヒアリング概要	<p>（広報活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県協力のもと、県内ボランティアネットワークを通じた募集を行っている。紀南には炭焼き活動を行う団体のネットワークがあり、ここを通じた情報も提供している。 ・ 県内 2ヶ所にて説明会を実施している。 <p>（安全対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動報告の写真をみて、安全対策が不十分と思われる場合は、その視点から団体に指導。現地確認の場合も同様。 ・ 活動組織の安全意識については、事務局が細かく話すので、意識が変わってきたと思う。 <p>（行政との連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集にあたっては、県を通じた情報発信を行う。県の広報誌で掲載してもらおう。県を通じたマスコミへの情報発信。地方紙で掲載してもらったことはある。 ・ 協議会構成員に県と市町村も入っているので、定期的に情報共有をしている。 <p>（活動組織の取組状況の確認、支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書類では活動の全体が見えないので、ちゃんと計画通り出来ているかを現地で確認する。山は風景が似ていて写真だけでの確認は困難なケースが多い。 ・ 交付金に係る動きについては、関係団体に早めに情報提供することを心がけている。特に前年度と違う部分については誤解がないように、丁寧に説明する。

ヒアリング対象団体	福岡県森林組合連合会
実施日時	平成 29 年 1 月 19 日（木） 13:00～
ヒアリング概要	<p>（広報活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金の周知のため、県の所管する県内で活動する NPO の交流サイトにて交付金について掲示してもらう ・ 説明会を県内 4 カ所において実施（例年 3～4 か所で実施）。 ・ 説明会のなかで、活動組織による活動内容の紹介を入れる。 <p>（安全対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての活動組織から、安全管理計画書と緊急連絡先表を作成および提出させるとともに、参加者への周知を指導している。このなかで安全管理の責任者を明確することも指導している。 ・ 安全管理計画書には、安全に関する項目（例：保護具の装着、機材の点検等）とそれぞれの項目に対する安全管理の内容を記載するとともに、業務日誌等で記録するよう指導している。 ・ 機材利用に係る安全講習を実施している。 ・ このほか、市町村等、他団体の実施する安全講習会等についても参加を呼び掛ける。 ・ 「事項・ヒヤリハット報告書」の作成（所定様式あり）を指導している。 ・ 協議会では、安全用品の購入も積極的に行うように指導している。 <p>（活動組織の取組状況の確認、支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類作成指導のための説明会の開催。事務処理の形を統一することを念頭に平成 27 年から実施。交付金に占める人件費の割合が高いことなどから、人件費の根拠資料を提出してもらうことにもウエイトをおく。このための事務処理指導も実施している。 ・ 説明会や講習会のときに、グループワーキングなどの時間を設け、他団体との交流のきっかけづくりをしている。

2-4 アンケート調査及びヒアリングにおける論点

事前着手制度（問 2～問 5）	
アンケート結果	<p>事前着手制度は 91%の 41 の地域協議会で実施しているが、このうち広報を行っていない協議会が 17 協議会であった。</p> <p>一方で、地域協議会側にも、事前着手の承認を行った後に、該当の活動が交付金対象外となることの懸念を抱く比率が多い。</p>
求められる対応	<p>活動組織にとっては、活動を始めることのできる時期がきわめて大きな問題となっており、事前着手制度を活用できるように地域協議会には積極的な広報などが求められる。</p>

書類作成支援(問 7)	
アンケート結果	<p>申請を行いやすくするための工夫について、活動組織にとって、特に課題と考えられている書類作成に関連して、「書類記入例の作成・公開・配布」「書類作成にあたっての Q&A の作成・公開・配布」「書類作成指導のための説明会の開催」について、多くの協議会において行われている。ただし、上記の書類作成支援策のいずれも行っていない地域協議会も 6 協議会あった。</p>
求められる対応	<p>活動組織にとって、書類作成が例年大きな負担となっている。そのため、書類作成支援のための取り組みの推進が必要である。</p>

安全対策 安全講習の推進(問 9)	
アンケート結果	<p>安全対策について、「機材利用の安全講習の実施（地域協議会が主催あるいは共催するもの）」が 27 件、「他団体（自治体等）による機材利用の安全講習への参加呼びかけや案内」が 19 件であった。ただし、安全講習について、実施、あるいは呼びかけ・案内も行っていない地域協議会が 11 協議会確認された。</p>
求められる対応	<p>地域協議会が主催することが困難である場合でも、県などの林業関係機関などと協力することにより、活動組織が安全講習会を受けやすいようにするための取り組みが必要であると考えられる。</p> <p>ヒアリングでは、里山活動のベテランともいえる方が思い込みで作業を行っている実態も指摘されている。このような思い込みによる作業が事故を生じさせることを防止するためにも、安全講習を推進することは極めて重要である。</p> <p>安全管理計画書や「ヒヤリハット報告書」のような、安全を意識した作業を進めることを意識させるための取り組みを行っている協議会も確認されている。</p>

活動組織間の連携促進(問 17)	
アンケート結果	<p>活動組織間の連携促進策について、「特に行っていない」との回答が少なくない。（平成 26 以前は 18 協議会、平成 27 年度以後は 16 協議会）</p>
求められる対応	<p>活動組織間の連携促進により、書類作成や作業面においてなどで、互いの経験を共有することなどにより、活動の質の向上が期待できる。</p> <p>また、チップパーなど地域協議会が所有していない機材の利用を希望する活動組織のために、該当の機材を持つ活動組織に斡旋を行う事例もある。</p> <p>活動組織の情報を集約する立場にある地域協議会が、活動組織間の連携のための取組を行うことにより、地域の活動組織間、ひいては森林ボランティア間の連携を高め、地域全体の活動の質の向上につながることを期待される。</p>